

外国人材 受入環境整備補助金

外国人材の周辺環境を充実させるため、市内の中小企業者が行う外国人材の就業環境及び生活環境の改善を図る取組に対し、補助金を交付します。

補助内容

補助上限額 30万円 | 補助率 3分の2

※令和7年度から、補助率を3分の2へ引き上げました。

補助対象経費

就業環境整備事業

母国語作業マニュアルの作成、就業規則の翻訳、定期面談の通訳、外国人材の日本語教室受講料や日本語能力試験受験料、日本人社員向けの外国人材受入に係る研修費、備品の購入、工事その他外国人材の就業環境を改善するための経費。

例) 謝金/旅費/消耗品費/印刷費/受講料

生活環境整備事業

外国人材に使用させる社宅のリフォーム、社宅に備える家具の購入その他外国人材の生活の本拠となる市内の住居等の環境を改善するための経費。

例) 消耗品費/備品購入費/工事費

申請受付

受付期間 令和7年4月1日(火)～令和8年1月30日(金)

※申請をご検討の場合は、申請前にお早めに商工課までご相談ください。
※予算が無くなり次第、募集を締め切ります。



補助事業概要

※申請にあたっては、必ず、募集要綱・手引きをご確認ください。

補助金名称	外国人材受入環境整備補助金
補助対象者	次の要件を全て満たしている中小企業者であること (1) 市内に本店（個人事業主にあつては、事業所所在地）を有し、常時使用する従業員数が50人以下の中小企業者（※1）であること (2) 市内事業所において外国人材（※2）を現に雇用し、今後も継続して雇用する予定であること又は交付申請の日から1年以内に市内事業所において新たに外国人材を雇用する具体的な計画があること (3) 納付期限の到来した市税を完納していること (※1)労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」の従業員数が50人以下の、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者 (※2)次の外国人材に限る 【技能実習】 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則別表第2第5号の表若しくは別表第2第6号の表に掲げる職種又は別表第2第7号の表に掲げる印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、塗装、溶接、工業包装、紙器・段ボール箱製造、陶磁器工業製品製造、コンクリート製品製造若しくはRPF製造の職種に従事する者 【特定技能】 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令第3号の分野に従事する者
補助額	上限30万円
補助率	3分の2
受付期間	令和7年4月1日（火）～令和8年1月30日（金） ※申請をご検討の場合は、申請前にお早めに商工課までご相談ください。 ※予算が無くなり次第、募集を締め切ります。
申請の流れ	

三条市 経済部 商工課

詳しい内容はこちらからご確認ください

三条市 外国人材受入環境整備補助金

